

**おしらせ**

第104号

2014. 4. 1 発行

TEL 019-622-1038 FAX 019-622-1056

**健康保険料率は据え置き・介護保険料率は引き上げとなりました**

- ◆ 平成26年度協会けんぽの健康保険料率は9.93%（岩手県）で据え置きとなりましたが、介護保険料率は現行の1.55%から1.72%に引き上げとなりました。雇用保険料率につきましては変更ありませんので、平成26年4月1日現在の各保険料の料率は下表のとおりとなります。

ご確認をよろしくお願ひします（健康保険組合にご加入の事業所様は料率が異なります）。

健康保険料率（岩手県）	介護保険料率	雇用保険（被保険者負担）	
岩手県	40歳から64歳まで	一般	農林水産・建設
9.93%	1.72%	5/1000	6/1000

**\* 雇用保険料の免除**

4月1日現在、満64歳以上（昭和25年4月1日以前に生まれた方）については、4月分から雇用保険料が免除になりますので、合わせてご確認下さい。

**育児休業給付の給付割合が67%に引き上げられます**

- ◆ 育児休業の取得を更に促進するため、雇用保険の育児休業給付（休業開始前賃金の50%を支給）が、1歳未満の子を養育するための育児休業をする場合、休業開始後最初の6ヵ月について休業開始前賃金の67%に引き上げられます。

対象となるのは平成26年4月1日以降育児休業を開始する方（平成26年2月3日以降出産）となります。



**健康保険被扶養者異動のご確認を**

- ◆ 就職等により、健康保険の被扶養者から外れる方がいらっしゃいましたらご連絡をお願いいたします。

今年度も5月末から、協会けんぽによる「被扶養者資格の再確認」が行われる予定です。

ちなみに昨年度の再確認の結果は下記のとおりです。

〈平成25年度の実施結果〉

被扶養者の削除人数： 7万人（全国で）

削除による効果： 32億円

削除理由： 「就職したが削除する届出を提出していなかった」がほとんど

（全国健康保険協会ホームページより）

適正に削除の手続きを行うことで協会けんぽから高齢者医療制度への負担額が減少し、ひいては保険料負担の軽減につながります。ご協力をよろしくお願ひします。

## 消費税率引き上げに伴う社労士報酬口座振替額変更について

- ◆ 平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率引き上げに伴い、現在、口座振替で社労士報酬を頂戴しております事業所様の場合、下記の振替分より振替額が変更になりますのでよろしくお願い致します。

毎月 23 日振替の事業所様 ⇒ 4 月 23 日

毎月 6 日振替の事業所様 ⇒ 5 月 7 日

## 事前にご連絡下さい

- ◆ 資格取得・喪失その他、労働社会保険関係諸手続きをスムーズに進めるため、また、トラブル防止のため、下記の場合には 早めに当事務所までご連絡下さいますようお願い致します。

- 従業員を採用しようとするとき
- 従業員に退職してもらおうとするとき
- 従業員の労働条件（給与、勤務時間など）を変更しようとするとき
- 従業員が出産でお休みするとき

